



Title	基地政治にみる現代植民地主義の一考察：チャゴス人の帰還要求運動を事例に
Author(s)	大城, 尚子
Citation	国際公共政策研究. 2014, 18(2), p. 123-137
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/51327
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

基地政治にみる現代植民地主義の一考察

—チャゴス人の帰還要求運動を事例に—

A Study of Current Colonialism in Base Politics —The Chagos People’s Movement for Returning to Their Homeland—

大城尚子*

Shoko OSHIRO*

Abstract

This paper discusses how colonialism still exists in the present day through a case study of the US military base on Diego Garcia which has become a “good model” of base politics. I conducted the discussion from three perspectives. Firstly, how the US military bases and its network were created abroad. Secondly, why host countries of US military base, such as the UK, allow their territory to be used for bases. Thirdly, how the UK security policy affects the Chagos people’s movement for returning to their homeland, who are not opposed to the US military base on Diego Garcia.

キーワード：ディエゴガルシア、米軍基地問題、基地政治、植民地主義、民主主義

Keywords : Diego Garcia, US military base, Base politics, Colonialism, Self-determination

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程、日本学術振興会特別研究員

はじめに

これまで「植民地主義」という言葉は、(旧)宗主国が植民地獲得の上で当該地域を「遅れた」あるいは「野蛮な」場所とし、「近代化」という名目で開発し、当該地域からの経済搾取などの実態を示す歴史事実の用語として用いられてきた。しかし、現在でも様々な形で植民地主義は継続している。例えばネオコロニアリズム論では、旧植民地国の政治的独立を認めながら、旧宗主国が経済援助などの形で経済的実権を握り、従属支配の関係を維持している、というものである¹⁾。

経済的な従属支配のみならず、「安全保障」の文脈でも植民地主義が存在する。不平等条約といわれる日米安全保障条約並びに日米地位協定などがその例としてよく指摘される。その結果、日本政府は米国との同盟関係を維持するため、自国の「国民」に米軍基地の負担を強いる結果を招いている。それが顕著に現れるのは、日本の約74%の米軍基地が存在する沖縄である。その過重な負担の実情を植民地主義の知見から考察している野村浩也は、「沖縄は日本の公式の植民地主義と規定したことはないが、植民地主義を規定せずとも植民地主義は実践可能であり、植民地主義は植民地が存在せずとも機能しうる」とし、現代の民主主義制度がマイノリティの意見を反映できない構造になっていることが植民地主義の実践である、と指摘する²⁾。さらに野村はエドワード・サイードの「帝国主義」³⁾を引用し、『「あからさまな植民地主義はおおむね終わりを告げている」からとって、植民地主義そのものが終わったわけではけっしてないということ。帝国主義が『消えずにとどまっている』以上、『帝国主義の帰結』としての植民地主義もまた『消えずにとどまっている』のであり、『両者はともに支えあい』つづけている⁴⁾と述べる。つまり、軍事帝国である米国の「安全保障」政策に日本が従属するのではなく、積極的に貢献しているというものである。また、手続き的民主主義によって、日本の人口の約1%である沖縄人の声が反映しにくい構造も併せて指摘している。

この構造は、日米関係だけではなく、イギリスの植民地であったモーリシャスの一部として存在していたインド洋にあるチャゴス諸島の島民、チャゴス人の土地回復要求運動からも検証できると考える。ディエゴガルシアを事例に取り上げる理由として、チャゴス人の帰還要求運動があるにもかかわらず、ケント・カルダーは「基地の政治学」の中でディエゴガルシアの米軍基地を「政治に縛られない場所」として基地政治のモデルとして位置づけている。カルダーによると、「基地の政治学」とは、「受入国の現地軍事施設の状況と運営に関する、『基地配置国』と『受入国』の相互作用」⁵⁾ということである。つまり、この基地に関しては、問題（住民の反対運動等）はないということである。

ディエゴガルシアの米軍基地が政治に縛られないという背景には次の事実があげられる。

-
- 1) 西川長夫『〈新〉植民地主義論』平凡社、2006年など。
 - 2) 野村浩也『無意識の植民地主義』御茶の水書房、2005年、25頁。
 - 3) Edward W. Said, *Culture and Imperialism*, Alfred A. Knopf, 1993 (大橋洋一訳『文化と帝国主義1』みすず書房、1998年、40-41頁。野村、前掲書、20-21頁より引用)。
 - 4) 野村、前掲書、21頁。
 - 5) ケント・カルダー『米軍再編の政治学』日本経済新聞出版社、2008年、108頁。

まず、ディエゴガルシア島は、インド洋の中央にあるチャゴス諸島の中で面積が一番大きな島である。(図1) チャゴス諸島は、1960年代にモーリシャスの独立を機に、モーリシャスから切り離され、イギリスの領土となった。1968年、チャゴス諸島の中で面積が一番大きなディエゴガルシア島に米軍基地建設が建設され、その過程の中で住民はイギリス政府の命令によってモーリシャスやセイシェルへ移住を強いられたことで、チャゴス人の運動がイギリス国内で知られていないこと。次に、「対テロ戦争」が始まったことで、中東の軍事作戦で重要な役目をディエゴガルシアの米軍基地が担っていること。最後に、「対テロ戦争」後の米英の軍事作戦には、非民主主義国家に対し民主主義の導入が理由の一つにあげられ、イギリスの国際貢献の1つとしてこの基地が担っていると考えられていることである。

そこで、本論文では、なぜ、チャゴス人の運動が反基地闘争に到らないのか、そして「基地政治」のモデルとして形容されるのかを植民地主義という視点を用い、次の3つの視角から明らかにする。第1に、米国の軍事基地ネットワーク形成。第2に、米国の「安全保障政策」とイギリスの防衛政策。第3に、イギリスの防衛政策とチャゴス人の帰還要求運動の齟齬、である。

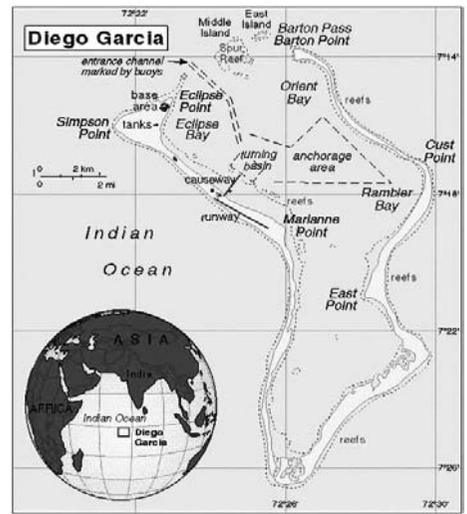
1. 植民地に建設される米軍基地

米国は、1898年の米西戦争を機に海外領土を拡大していったが、イギリスやフランスのように広大な植民地をもっていなかったため、植民地獲得という意味では出遅れていた。他方で、軍事基地ネットワーク形成においては他国よりも早い段階から取り組み、19世紀から20世紀にかけて世界的な軍事基地ネットワークを形成していったのである。

米国の軍事基地ネットワーク形成とその変容は3期間にわけることができる。まず、米国の通商航路の安全を確保する目的で始まった時期(第1期)の19世紀末から第二次世界大戦前。次に、米国が同盟国の有事の支援を行う際に交換条件として当該国の植民地を借用し軍事基地建設を行った時期(第2期)の第二次世界大戦以後から冷戦時代。最後に、既存の基地を使用し米軍再編を行っている時期(第3期)の冷戦終結時から現在までである。

第1期では、主に大西洋側の中でも中米あたりを中心に軍事基地が建設された。この時期、前述したように米国の通商航路の安全を確保するもので、米国本土が他国からの軍事攻撃に備えた自衛の目的は低かった。本論文のカギとなる特徴が表れるのは、第2期である。この時期と第1期と異

図1 ディエゴガルシア



出典：Infrasound Laboratory University of Hawaii

なる点は、米国が支援対象国から軍備供与の要求を受け、それと引き換えに当該国がもつ植民地へ米軍事基地建設を提案し、合意を取り付けたことである。この第2期では、米国が古いタイプの植民地獲得ではなく、同盟国の植民地を利用し軍事基地を建設し、同盟国と共同の植民地運営を行ったことである。第二次世界大戦が欧州域内から域外に拡大するにつれて、米本土の防衛ラインが東に張り出される態勢となり、英国への北大西洋航路の安全の確保、ドイツの進出に対抗する米本土やパナマ運河の安全確保などが重要視されていた。同時期、英国は米国に駆逐艦数十隻の供与を求めている。米国は英国に支援すると回答したが、その交換条件として英国の植民地であるニューファンドランドなど大西洋に面した英国植民地に米軍を駐留させる協定を英国に提案し、合意を得た⁶⁾。米国が宗主国の植民地を利用して軍事基地を建設したことは、宗主国の統治の真髄を突いたものだと考える。その理由として、①宗主国にとって当該国の植民地を利用した米国との「安全保障」政策は、自国の軍事費の削減に繋がり、②植民地の多くは、宗主国がもともと軍事拠点として使用していた場所でもあった。③当該国の本土領土に外国軍を置かないことから、外国軍駐留に関し自国「国民」との摩擦を生むことはないのである。

他方、米国側は宗主国の植民地政策を利用していたが、表向きはそれを支持していたわけではなかった。ダレス国務長官は、1956年11月1日の米国国家安全保障会議で、「今わが国が指導力を発揮し維持しなければ、これらの新しい独立国はすべてわれわれを離れて、ソ連の方に向いてしまう。われわれは、英仏の植民地主義的政策にいつまでも結び付いているとみなされるであろう⁷⁾」と述べている。この米国の姿勢をクリストファー・サンダースは、「戦争中の反植民地の姿勢にもかかわらず、米国はイギリス、それよりいくらか弱い程度にフランスが保持している海外領土を利用するのが便利だとわかった。そこではそうした宗主国と合意に達することができた」、「米国は、それが戦略的利益に適するならば、植民地権力に適応する用意があった。このことは地球的な安全保障システムの必要があるところでは、自らの植民地あるいは元植民地を同じ目的で利用することとともに、植民地を直接利用することにまで適用された⁸⁾」と指摘している。サンダースの指摘は、ディエゴガルシア島（現、英国領インド洋領域の島の1つ）の米軍基地建設でも確認できる。インド洋にあるチャゴス諸島のディエゴガルシア島は、1966年の英米協議で50年間米国に借用することが決定され、島全体が軍事基地となったのである。

第3期は、冷戦終結時から現在である。冷戦が終了したことで、米国の敵であるソ連が崩壊し、在欧米軍基地の新たな存在理由を検討する必要が生じた。バルカン諸国の内戦もあったが、米軍再編において大きな変更を必要としたのは、2001年9月11日の「同時多発テロ事件」以後である。これに関しては、「米軍再編と軍事基地ネットワークの強化」で後述する。その前に、米軍基地ネット

6) 林博史『米軍基地の歴史』吉川弘文館、2012年、17頁。

7) William Roger Louis, "American Anti-Colonialism and the Dissolution of the British Empire," *International Affairs*, Vol.61, No.3, Royal Institute of International Affairs, 1985, p.415.

8) Christopher Sandars, *America's Overseas Garrisons: The Leasehold Empire*, Oxford University Press, 2000, pp.20-22. (林博史、前掲書、44頁より引用)

ワーク拡大の第2期に建設されたディエゴガルシアの米軍基地に関して概観する。

ディエゴガルシアの米軍基地建設

インド洋にあるチャゴス諸島のディエゴガルシア島は、1965年の英米協定で50年間、米国に借用することが決定された⁹⁾。1968年から米軍基地の建設が始まり、現在でも島全体が軍事基地として利用されている。

そもそも、ディエゴガルシア島に米軍基地を建設する計画が練られたのは、1956年に元米軍海軍将校のスチュアート・バーバーがインド洋における米国海軍の長期的な政策を行うための試案を組み立てたことから始まる¹⁰⁾。当時、「スエズ以東」で勢力を握っていたイギリスの力が衰退していく時期であった。カルダーは、この情勢を「だれかがインド洋の戦略的空白を埋めなければならなかったのだ」と指摘する¹¹⁾。それを担ったのが米国であった。その時期を境いに勢力覇権がイギリスから米国へと交代していく。

バーバーの調査リストには、インド洋にある島々があげられ、その中にディエゴガルシア島も含まれていた¹²⁾。元米海軍司令官のバンジュニス (Bandjunis) は、『『バーバーの基本案』(Barber's basic idea)で、米国は燃料補給所など将来的な戦略的立地の場所として、島々に軍事基地を置く権利を確保しなければならない¹³⁾と説明し、長期的な視野で「戦略的島構想」を考えていた。そして1959年の米国統合参謀本部の「戦略的島構想」に関する調査で、ディエゴガルシアは米海軍にとって世界でもっとも重要な6つの島に含められた¹⁴⁾。

米国は、第二次世界大戦中からイギリスを支援してきたこともあり、イギリスに「英国インド洋領域」(British Indian Ocean Territory)の設立を打診していった。また、米国内でディエゴガルシアの米軍基地建設を進めるため、国際安全保障問題担当のポール・ニッツが中心的役割を担った¹⁵⁾。とはいえ、米国がインド洋で軍事的プレゼンスを高める政策がうまくいったわけではない。当時、インド洋で影響力を持っていたインドは米国の軍事介入に反対しており、非同盟運動の一環としてインド洋を「平和地帯」に指定しようとしていた¹⁶⁾。しかし、インドは十分な協力を得られなかったため、それは失敗におわった。英国下院でもディエゴガルシアの米軍基地建設に意義が唱えられていた¹⁷⁾。

このような批判がありながらも、イギリス政府は1965年に英領インド洋域を設立し、1966年には

9) Exchange of Notes constituting an agreement concerning the availability for defense of the British Indian Ocean Territory (with annexes). London, 30 December 1966, UN Treaty Series, Vol.603, Reg. No. I-8737, para. (11).

10) David Vine and Laura Jeffery "Give Us Back Diego Garcia: Unity and Division among Activists in the Indian Ocean," Catherine Lutz ed., *The Bases of Empire*, Pluto Press, 2009, p. 185.

11) カルダー、前掲書、275頁。

12) Vine and Jeffery, op.cit.

13) Op.cit, p. 185.

14) K. S. Kawatkar, *Diego Garcia in International Diplomacy*, Sangam, 1982 (ケント・カルダー、前掲書、275頁より引用)

15) カルダー、前掲書、276頁。

16) Vytautas Blaise Bandjunis, *Diego Garcia*, iUniverse, 2001, p.56. (カルダー、前掲書、276頁より引用)

17) Christopher Sandars, *America's Oversea Garrisons*, Oxford University Press, 2000, pp.55-59. (カルダー、前掲書、276頁より引用)

米国にディエゴガルシア島を50年間貸与することを決定した。前述したように、米軍基地の建設のためディエゴガルシアを含むチャゴス諸島の約2000人の人々が1968年から1973年にかけてモーリシャスならびにセイシェルへ強制移住させられた¹⁸⁾のである。その間の1971年、英国の枢密院から英領インド洋地域命令 (BIOT Order) が出され、イギリス政府の許可なくチャゴス諸島へ行くことは禁止された。また、この住民「移住」計画を遂行するにあたり、当該地域の住民への事前協議は行われなかったどころか、イギリス政府はチャゴス人に対し、「この土地は売却された、君たちはそこへ帰ることはできない」¹⁹⁾と伝えた。

チャゴス人の強制移住に対する補償金は、チャゴス人からの度重なる要望によってイギリス政府からモーリシャス政府を介して支払われているが、しかし、当該人たちが自立した生計を営める金額ではなかった²⁰⁾。また、セイシェルへ強制移住となった人々に対して、補償金は支払われていない²¹⁾。

イギリスの帝国史を研究する木畑洋一は、英米のディエゴガルシアを巡る一連の交渉を「脱植民地化という時代の動きに全く反する性格を帯びていた」²²⁾と指摘する。サンダースと木畑の指摘から米国は軍事基地のネットワークを世界中に拡大するために宗主国の植民地を利用し、基地政治のモデルを作ったと考える。さらに、イギリス側からすると、それまで築き上げた帝国としての力を失うよりは米国の力を借りてでも維持することを選んだ。長きにわたり覇権国家として君臨してきたイギリスには、「帝国意識」があり、米国とその立場が逆転してもなお、世界を支配する構造からは脱することができず、1960年代の脱植民地化運動が盛んだった時代に、イギリスの国益につながる植民地に対しては、それとは逆行する政策をとった。これらから、「基地政治のモデル」とされるディエゴガルシア島の米軍基地は、米国政府の積極的な関与と英国政府の巧みな土地接収による合作計画なのである。

2. 米軍再編と軍事基地ネットワークの強化

筆者が分けた米国の軍事基地ネットワーク形成の第3期は、冷戦後から現在までである。前述したように、冷戦後、共産国が減少していくなかで、米国は新たな「敵」あるいは「脅威」を作り出し、米軍の存在意義を見つけなければならなかった。その中で、国際情勢に大きく変化をもたらしたのは、やはり2001年の「同時多発テロ」といってよい。同事件以後、米軍基地再編と軍事基地ネットワークは、一層強化されていく。ここでいう「軍事基地ネットワークの強化」とは、米国の軍

18) ディエゴガルシアの米軍基地建設ならびに住民の強制移住に関しては、Vine and Jeffery, *op.cit.*, pp.181-217, David Vine, *Island of Shame*, Princeton University Press, 2009 並びに木畑洋一「覇権交代の陰で」木畑洋一、後藤春美編『帝国の長い影』ミネルヴァ書房、2010年、249-269頁を参照。

19) David Vine, *op.cit.*, p.1.

20) European Court of Human Rights (Fourth Section), *Chagos islanders vs. the UK*, application no. 35622/04, 11 December, 2012, para 11.

21) *Ibid.*

22) 木畑、前掲書、254頁。

事強化だけではなく、米国の同盟国によるネットワークの強化も含んでいる。

2001年は、国際社会が率先して20世紀までに起きた人種主義や人種差別の問題を「人種主義、人種差別、排外主義、および関連する不寛容に反対する世界会議」（通称、ダーバン会議）を通して反省し、21世紀ではこれらを繰り返さないための宣言と行動計画が出された年であった。同会議は、米国とイスラエルが途中退場するなど、いろいろと問題はあったが、歴史上初めて旧宗主国が自身の植民地主義を認めたものであった。しかし、ダーバン会議閉会2日後に、米国で「同時多発テロ」が起きたことで国際情勢は一変した。

ジョージ・W・ブッシュ大統領（当時）は、テロを受けた直後、国際社会に向けて「世界で最も強いアメリカがテロリストから攻撃されたが、このテロの首謀者ならびに関係者を米国は総力を挙げて探し出し、闘い続ける²³⁾」と述べた。この米国での同時多発テロをうけ、ドイツのゲアハルト・シュレーダー首相（当時）は、同日午後、次のように語った。

「われわれはみな、全ドイツ人が、合衆国でのテロに非常に驚愕している。これは、文明世界全体への宣戦布告である。これらのテロリストを助けかかまう者は、諸民族共生を基礎づけるすべての根本的価値を犯している。ドイツ国民は、合衆国の人々にとって困難なこの時、アメリカ合衆国の側に堅くたっている。私はジョージ・W・ブッシュ大統領にドイツの無制限の連帯を保障した²⁴⁾」。

ドイツ政治を専門とする木戸衛一は、この声明には数々の問題があると指摘する。まず、「東西ドイツにおける対米観の違いを無視」していること、次に「『文明』化された『われわれ』と『野蛮』な『彼ら』という図式を前提に、テロと戦争を混同している」、最後に、「本来弱者に向けるべき『連帯』を、圧倒的な武力をもつ単独行動主義の覇権国家に差し伸べている²⁵⁾」というものだ。

このシュレーダー首相の声明だけではなく、「同時多発テロ」発生を受け、多くの米国の同盟国は、米国が主導する「対テロ戦争」に備え、テロ撲滅に向けた「国際協力」に取り組み始めた。例えば、2003年に安保理決議もないまま、イギリスは米国と共英国にイラク侵攻を行った。この米国とその同盟国は、イラク侵攻やアフガニスタンへの侵攻の際、当該国に軍隊を置く理由の一つに民主化支援をあげた。この外部から民主化支援を行う構図は、ポスト冷戦後に注目を浴びるようになったものである。

そもそも、外部から民主化支援を行うこと自体、民主主義的ではなく、被支援国家は支援国家の基準に合わせた制度形成を行うことになるため、純粋な民主主義制度の構築は困難であると考えられる。「対テロ戦争」後における民主化促進に関して研究を行ったクリストファー・ホブソンは、この民主

23) George W. Bush, "Address to the Nation on the Terrorist Attacks" September 11, 2001, Online by Gerhard Peters and John T. Woolley, *The American Presidency Project*, <http://www.presidency.ucsb.edu/ws/?pid=58057> (アクセス日2013年9月24日)

24) 木戸衛一「『ヒトラーの影なき戦争』への積極貢献？」木戸衛一編『『対テロ戦争』と現代世界』御茶の水書房、2006年、34頁。

25) 同前。

化支援に関して批判的にこの民主国家群による民主化促進は新しい「文明化」の装置として機能していると指摘する²⁶⁾。この見解から、2001年以後の社会における民主化促進は、「文明」国である民主国家対「ならずもの」(=野蛮)国家である非民主国家になり植民地主義に見られる図式が描かれたと考える。

これは、民主主義があたかも「文明的な産物」であるかのように当該国家へ導入を促す行為は、植民地主義を彷彿させるものであり、「同時多発テロ」以後の国際社会を植民地時代まで後退させたといえる。

米国とその同盟国はこの「対テロ戦争」を境に、軍事的貢献を相互補完的に行うようになった。不確かな敵を作ることで長期的な作戦をとることができる「対テロ戦争」を軍事政策の一部にしたことで、多くの国が同様の脅威にさらされることを認識し米国の政策に協力する現状が生まれた。そうすると、米国は非民主主義国家が民主化を実現するためであれば、同盟国の協力を得ながら暴力行使も辞さないということになり²⁷⁾、それは、民主的平和論の本質的な自己矛盾である。

イギリスの軍事貢献

次に、2001年以後のイギリスの軍事費並びに防衛戦略を確認する。イギリスは1990年代後半から国際主義的防衛戦略並びに「新しい脅威」への対応を意識していた。1998年にブレア政権が誕生し、イギリスの防衛政策は米国との協調主義に傾いた。同年、イギリスは国家の安全保障政策を定めた「戦略防衛見直し」(SDR)の中に「テロ対策」を盛り込み、国家の安全保障戦略のみならず、国際主義的防衛戦略へと政策を転換した。イギリスの安全保障政策を研究する細谷雄一は、この変化を「領域防衛」から「危機へと向かっていく防衛」へと変化していると述べる²⁸⁾。すなわち、イギリスは自国領土に危機が迫ってくるのを待つのではなく、自らが危機へと向かっていく戦略へと転換したのである。その政策は、2014年までに国防予算を8%削減すると発表したキャメロン政権にも引き継がれている。2010年に誕生したキャメロン政権は、アフガニスタンでのミッションの完遂に関しては国際的約束を果たすため、予算削減は行っていない²⁹⁾どころか、軍事費用は増加傾向にある。(表1)

また、イギリスは、自国の軍隊や軍事費のみで米国に協力しているのではなく、米軍基地の受入国でもある。ディエゴガルシア島には米軍の空軍と海軍の駐留のみならずイギリスの空軍ならびに海軍も駐留し、共同で使用している³⁰⁾。

ディエゴガルシアの米軍基地は、1980年代から中東やアフリカへのミッションにおいて重要な役

26) Hobson, op.cit.

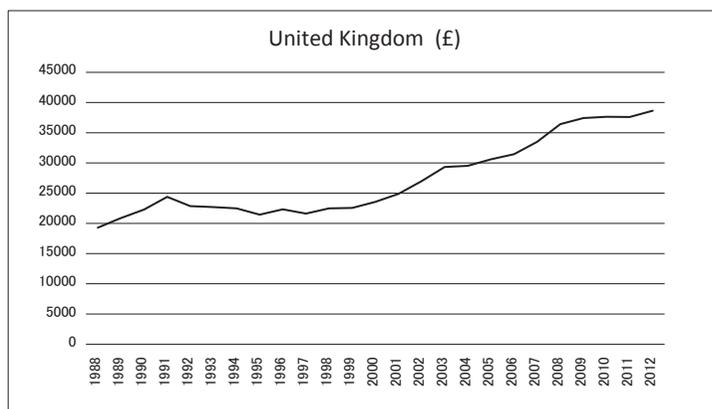
27) ローター・ブロック「民主主義的平和と共和主義的戦争—危機およびコンフリクトの状況における民主主義国家の非民主主義国家に対するふるまい—」マティアス・ルッツ=パッハマン、アンドレアス・ニーダーベルガー著、舟場保之、御子柴善之監訳『平和構築の思想—グローバル化の途上で考える』梓出版社、2011年、23-65頁。

28) 細谷雄一「安全保障戦略の将来像—イギリスと日本」経済産業研究所 BBL セミナーでの報告、<http://www.rieti.go.jp/jp/events/bbl/10120301.html> (アクセス日2013年9月25日)。

29) 同前。

30) Royal Air Force -Diego Garcia, <http://www.raf.mod.uk/currentoperations/opsdiego.cfm> (アクセス日2013年11月28日)

表1 イギリスの軍事費用（単位：100万ポンド）



出典：ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）Military Expenditure Database より筆者作成

割を果たしてきた。2000年以降もイラクやアフガニスタンへ向けた米軍のオペレーションの中で、重要な役割を担っている。また、ディエゴガルシアの米軍基地は攻撃の役割だけではなく、他の機能も果たしていた。例えば、2007年にイギリスの諜報・安全保障委員会（Intelligence and Security Committee）が出した「引き渡し」（Rendition）には、「米国の軍事航空機は、中東で拘留した人をディエゴガルシアに送り、そこに抑留させ³¹⁾、さらに当該地から別の場所へ抑留者を移送する」³²⁾と明記されている。アムネスティインターナショナルの報告書でも、ディエゴガルシアは、「テロリスト」として拘束された人々の収容地として米国が使っていたことが明らかになっている。このことから、2001年以後は、テロリストを収容する基地としての役割も担っていたのだ。

欧州の軍事的貢献

米軍の再編と軍事基地ネットワーク強化は、英国一国の問題だけではなく、EUも植民地を利用する場合がある。2002年、EUはNATOとの協力関係を持つことを宣言した。2009年3月の欧州議会の「海外の軍事施設」の中で、米国、中国、ロシア、インドなどがインド洋地域にその軍事力を拡大していることが指摘され、EUは世界平和のためにかつて欧州諸国が所有していた植民地を利用し、欧州の軍事力の拡大の必要性が報告されている³³⁾。

また、EUがNATOとの協力関係を持ったことで、EU諸国の軍事費用の増大に繋がっている。2003年には「EUとNATO：永続的協力関係とベルリンプラスの枠組みの背景」の中では「EUとNATOの関係は、軍事能力の拡大に関係している」、「EU加盟国は、危機管理に対処するため相互に補強し

31) Intelligence and Security Committee, *Rendition*, 2007, para. 210.

32) *Ibid.*, para. 197.

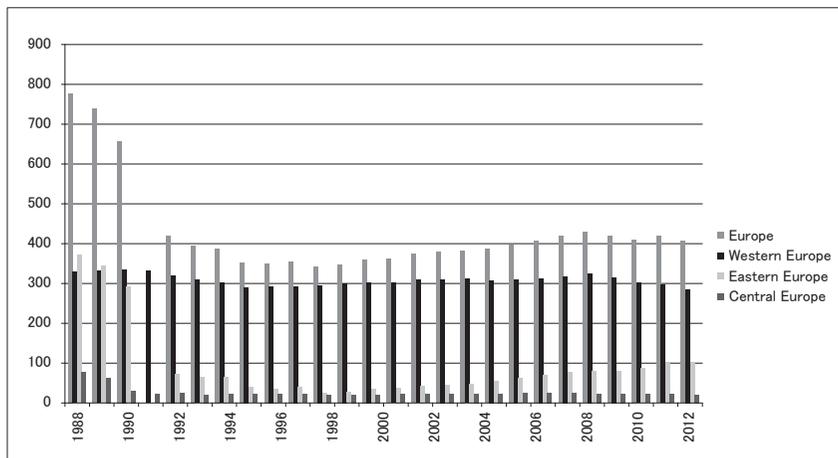
33) Rogers, James and Simón, Luis Presentation to European Parliament on overseas military installations, March 2009, Brussels, http://www.youtube.com/watch?v=D_IZvnR8kEo（アクセス日2013年11月28日）

表2 在欧米軍基地の兵力（単位：人）

年	在欧米軍	在独米軍				在伊米軍				在英米軍			
		Army	Navy	Marine	Air Force	Army	Navy	Marine	Air Force	Army	Navy	Marine	Air Force
1991	303,100	192,600			29,900	3,900	6,000		3,900		2,400		22,000
1992	210,100	117,500			30,900	3,600	6,000		5,500		2,400		17,700
1993	183,000	9,800			25,400	3,500	6,000		3,400		2,400		14,400
1994	159,600	81,000			22,200	2,600	6,800		3,200		2,100		12,300
1995	139,200	70,500			15,100	2,850	7,140		4,900		1,950		9,500
1996	127,200	60,400			15,050	2,550	7,140		4,020		1,950		9,800
1997	121,600	60,500			15,165	2,500	4,600		4,200		1,550		9,570
1998	116,500	42,600			15,140	1,750	4,600		4,230		1,540		9,000
1999	111,510	51,870			15,270	2,400	4,400		3,400		1,220		9,400
2000	114,000	42,200			14,880	1,700	4,400		4,200		1,220		9,500
2001	112,000	42,300			15,100	2,200	4,400		4,140		1,220		9,550
2002	112,000	56,000			12,400	2,600	4,400		3,620		1,220		7,600
2003	116,000	57,300			15,650	2,900	4,400		4,600		1,220		9,600
2004	104,700	53,300	330	260	15,900	3,070	7,780		4,550		-		9,800
2005	-	-			-	-	-		-		-		-
2006	115,249	50,377	286	295	15,460	3,312	4,048	56	4,425		791	78	9,477
2007	107,586	48,065	293	273	15,308	3,341	3,493	56	4,361	403	648	75	9,438
2008	99,820	43,247	297	283	15,067	3,241	2,659	55	4,261	371	475	75	9,231
2009	82,105	40,018	269	270	14,588	3,264	2,724	43	3,934	337	405	77	8,794
2010	80,124	38,537	249	318	14,856	3,015	2,328	55	4,076	345	333	93	8,596
2011	78,432	37,828	225	369	14,708	3,321	2,155	58	4,131				9,221
2012	80,972	38,625	470	377	14,726	3,088	3,396	106	4,181				9,436
2013	74,025	35,200	485	365	14,450	200	3,300	100	4,200				9,300

出典：International Institute for Strategic Studies, Military Balance より筆者作成

表3 ヨーロッパ諸国の軍事費（単位：10億米ドル）



出典：ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）Military Expenditure Database より筆者作成

あう術を拡大し、軍事力を遂行させること」³⁴⁾が明記され、EU加盟国の積極的な協力が促された。その結果欧州における在欧米軍の兵力は縮小したがEU諸国の、軍事費が増加していることが表2および表3から確認できる。このことから、NATOは実質的に米国が主導権を握っていると指摘されているが、2000年代に入ってからには欧州自体も積極的に米国の軍事政策に協力する体制へと変化しているといえる。

上記で見てきたように、第3期の米軍基地ネットワークの拡大は、2001年以後の「対テロ戦争」を境に、米国とその同盟国によって強化されている。また、新しい「脅威」としてサイバー攻撃など国境を越えたテロリストの活動が盛んになっていることから、このネットワークは強化され続けるだろう。

3. イギリスの防衛政策とチャゴス人の帰還要求運動

2001年以後、米国とその同盟国は非民主国家に対し「民主化促進」を行う中で、お互いの関係をより一層深めていった。イギリスの防衛政策も米国をサポートする形で変化している。この米国との協調路線を維持するイギリスの政策によってチャゴス人たちが求めるチャゴス島への帰還要求運動にどのような影響があるかを確認する。

米軍基地を建設する上で、土地の所有権が誰にあるか、ということが問題になる。チャゴス諸島がイギリスの植民地となったのは、イギリスがナポレオン戦争でフランスに勝利した結果、フランスからモーリシャスならびにチャゴス諸島を獲得した。それ以後の統治形態は、イギリスの植民地であったモーリシャス植民地政府がチャゴス諸島の管轄の役割を担っており、チャゴス諸島は事実上、植民地の植民地となったのである。

チャゴス諸島の土地の所有権に関してだが、まず1865年にモーリシャスの植民地政府が、プランテーションのオーナーに土地を売り、1962年に複合企業のチャゴス-アガレガ社 (Chagos-Agalega Ltd.) によってチャゴス諸島は買収された³⁵⁾。しかし、チャゴス諸島における土地の売買は独特のシステムを持っていた。それは、チャゴス諸島を購入した会社が労働者に居住するための土地を無償で譲渡していたというものであった。つまり、土地の売買に関しては、プランテーションのオーナーがイギリス政府に代わってその役割を担っており、チャゴス人が彼らに土地の所有を求めた際、無償で提供していたのである。また、チャゴス人はその土地に家を建築することが認められ、さらに、18歳になった人は自分の土地を所有することができたが³⁶⁾、その譲渡過程において証明書は存在していない³⁷⁾。

34) "EU-NATO: The Framework for Permanent Relations and Berlin Plus," <http://consilium.europa.eu/uedocs/cmsUpload/03-11-11%20Berlin%20Plus%20press%20note%20BL.pdf> (アクセス日2013年9月25日)

35) Sandra J.T.M. Evers, Marry Kooy, *Eviction from the Chagos Islands*, Brill Academic Publication, 2011, pp.xi-xii.

36) "Legal Opinion In Re The Chagos Islanders Issued by Raymond Marrier d'Unienville QC on the property rights of the chagossians in the chagos archipelago," 26th September, 2002, para.4.4-4.6.

37) *Ibid*, para.13.

2002年9月26日にモーリシャスの裁判所が出したチャゴス諸島の土地所有権に関する法律専門家の意見 (Legal Opinion) がある。それは、チャゴス人がイギリス政府に対しチャゴス諸島の土地返還要求が可能かどうかを調査したもので、その有無を次のように述べている。「モーリシャスはイギリスの植民地であったが、その前はフランスの植民地であった。そのため、フランスの法律は現在でもモーリシャスで適用可能と考える。今回のケースは、チャゴス人がモーリシャスに移住して10年以内であれば、訴訟ができる可能性があった。しかし、1966年にイギリス政府が米国政府に土地を借用し、米国がそれを30年間以上(2002年現在)使用し続けていることから土地返還のための訴訟を起こすことは難しい」³⁸⁾ というものである。不運にも、多くのチャゴス人が強制移住させられた当時、この法システムを知る術がなかったため、それは実現しなかった。また、多くのチャゴス人は、チャゴス諸島から強制移住させられる際、イギリス政府から移住先では、「住むところと職は保障されている」という説明をうけたため、一方的な政府の決断に不服を感じたが、チャゴス諸島へ帰還することは考えなかったという³⁹⁾。しかし、現状はその逆で、モーリシャスに移住させられた多くのチャゴス人はテント暮らしを強いられ、職につけた人は限られていた。1972年にイギリス政府から「補償金」がチャゴス人へ支払われているが、それも十分なものではなかった。

その状況を打開するため、チャゴス人はイギリス政府へ強制移住に対する「補償金」を求める運動を起こした。1973年からその運動は始まった。その結果、1970年代後半からイギリス政府とモーリシャス政府、チャゴス人の代表で協議が開始された。この協議は、ロンドンとポートルイスの両方の地で開催された。その協議の中で、イギリス政府はチャゴス人に「補償金」を支払うことに合意した。「補償金」は、イギリス政府からモーリシャス政府に支払われ、モーリシャス政府からチャゴス人へと支払われた。補償金額は400万ポンドであったが、モーリシャス政府はチャゴス人の居住地を確保し住居を用意する責務があり、それらは「補償金」から支払われた。モーリシャス政府によると、地価が500%も高騰したことでチャゴス人へ支払う金額が減ったと述べている⁴⁰⁾。そのため、チャゴス人たちが手にした補償金では、十分に生計を営むことができない額ではなかった⁴¹⁾。

また、チャゴス人の「補償金」要求運動の過程で、彼らはイギリス政府が用意した「保証金を受け取ることを条件に、チャゴス諸島への帰還を望まない」という主旨の書類に署名している⁴²⁾。しかし、この書類に署名するために設けられた期間は短く、かつ、多くのチャゴス人は英語の文書を読むことができず、さらに法律の知識をもつ人からのアドバイスさえ得ることができない状況の中、彼らは署名したのである。加えて、チャゴス人はイギリス政府から「補償金」を受け取ったことで、イギリス政府側はチャゴス人の強制移住に関しては解決した問題であると認識しているのだ⁴³⁾。この

38) *Ibid.*, para.13 (c).

39) 2013年11月4日にローズモンド・サミナデン氏 (Rosemond Saminaden) ならびに同月7日にリタ・イスー氏 (Rita Isou) に聞き取り調査を行った。その際、移住時の状況を述べてもらった時に出てきた証言である。

40) John Madeley, "Diego Garcia: a contrast to the Falklands," *The Minority Rights Group Report* No.54, p.7.

41) David Vine, *op.cit.*, pp.146-147. (木畑、前掲書、264頁より引用) 1982年から85年にかけて、モーリシャスに住むチャゴス島民の多くに、成人一人当たり4620ドルの補償金が支払われた。(木畑、同前)

42) Madeley, *op.cit.*, pp.7-8, and 15.

43) *Chagos Islanders vs. the United Kingdom*, Application no. 35622/04, para.43.

イギリスがチャゴス人に行った土地に関する一連の行為は、極めて植民者的なものでイギリスの「帝国意識」がうかがえる。また、モーリシャス政府が示した500%の地価の高騰に関しても疑問である。

この「補償金」の問題だけがチャゴス人の問題ではない。イギリス政府は、1971年に出されたBIOT Orderによってチャゴス人の移住に法的根拠を持たせた。

チャゴス人の帰還要求運動

チャゴス人は1998年から2008年の間にチャゴス諸島へ帰還すること求めて国を相手取り、イギリスで訴訟を起こした。まず、1998年の裁判は、Chagos Refugee Group⁴⁴⁾の代表であるオリビア・バンクー（Olivier Bancoult）が1971年のBIOT Order（チャゴス人の強制移住ならびにチャゴス諸島に帰還する権利の剥奪）は、法的な根拠もなく行った「超権」であるとしてイギリス政府を原告に提訴した⁴⁵⁾。このBIOT Orderは、当時モーリシャスの植民地政府の長を務めていたロビン・クックがイギリスの議会を通さずに、制定したものであったからである。

2000年、英国高等法院は、このBIOT Orderが「住民の人権及びイギリス臣民としての権利を侵害した不当なもので無効」という判決を下した。それまで米国並びにイギリスの両政府が、軍事作戦を展開する上で重要な基地として位置づけていたにも関わらずそのような判決がでたのである。しかも、裁判中の2000年6月21日に米国国務省から「ディエゴガルシアを含むチャゴス諸島はアラビア湾の防衛と安全を実現するために必要なプラットフォームである」⁴⁶⁾という旨の書簡がイギリスに送られていたにもかかわらず、高等法院はBIOT Orderの違法性を認めたのだ。

この判決を受けて、イギリス政府は、チャゴス人の帰還する環境を整えることとなった。また、英国領インド洋領域法令2002を出し、「1969年4月以後1983年1月までに生まれた者で、母親がイギリスかつ植民地の市民権を持っていた者にイギリスの市民権を付与する」⁴⁷⁾など、被植民者に対する「償い」のような対応策を講じている。

しかし、2004年に英国政府はチャゴス人が過去2年間、チャゴス諸島に帰還していないことを理由にチャゴス人の帰還を無効にするBIOT order 2004⁴⁸⁾を出したことで事態は一変する。この2004年にイギリス政府が出した命令の背景には、米英のイラク戦争への侵攻があり、ディエゴガルシアの米軍基地の重要度が増していたことがあげられる。前述したように、イギリス政府は米国の戦略に賛同し、安保理決議が出ていない状況でイラク侵攻を行った。その際、ディエゴガルシアの米軍基地から戦闘機がイラクへ向かったといわれており、その重要性は一層高まっていった。

この2004年の命令を受け、バンクーは2006年に新たに訴訟を起こしが、2008年に合議法廷

44) Chagos Refugee Group は、1983年に設立しチャゴス人がチャゴス諸島に帰還ならびに再定住できるようイギリス政府に求めている。Chagos Refugee Group HP <http://www.chagosrefugeesgroup.net/>（アクセス日2013年9月30日）

45) Bancoult vs Secretary of State For Foreign & Commonweal Office, [2000] EWHC 413 (Admin), 3 Novembre, 2000.

46) *Ibid*, para 1.

47) Foreign Affairs Committee, Seventh Report of Session 2008–09, *Human Rights Annual Report 2008*, HC 557, Ev 53

48) British Indian Ocean Territory (Constitution) Order 2004, <http://www.worldstatesmen.org/BIOT2004.PDF>（アクセス日2013年10月1日）

(Divisional Court) が出した判決は原告の敗訴だった。この判決文の中で米国政府は、「ディエゴガルシアの軍事施設は『テロとの戦い』において現在進行中の戦略的価値がある。よって米国政府は、ディエゴガルシア島近くの島々に住民が再定住することでテロリストの潜伏地になり、米軍基地を監視することになりかねないことに深刻に懸念する」⁴⁹⁾と述べている。しかし、沖縄をはじめとする多くの海外米軍基地の周辺には住宅地があり、人々が生活していることを鑑みれば、これは理不尽な事由といえる。2015年の50年間の借用期限が目前に迫る中で、イギリス政府は、チャゴス人の帰還を一向に認めない姿勢をみせている。それは、チャゴス諸島に人々を帰還させることで、「第2の沖縄」を生む可能性を意味し、いつかチャゴス人が反基運動を行うかもしれない。そうなれば、自国の「国民」の保護のためにイギリス政府は、米政府と協議をせざるをえなくなり、それは、両政府にとって基地政治に大きな影響を及ぼすと両政府が懸念しているのではないかと考える。

また、この判決が、2000年の判決と異なるのは、2001年の「テロとの戦い」が始まったからだとも考える。そのため、イギリスの裁判所はバンクーの2回目の訴訟で、チャゴス諸島に人々が帰還する権利を認めなかったのだ。これは、「対テロ戦争」に備えたイギリスの防衛戦略が理由の一つになり、かつ米国との同盟関係を維持することでチャゴス人たちの訴えは、英国政府のみの判断で解決することができない状況を生んでいると考える。

おわりに

本論文では、基地政治にみる現代の植民地主義の実態を検証することに努めた。その事例にカルダーが基地政治のモデルとしてあげたディエゴガルシアの米軍基地とその島民であったチャゴス人の帰還要求運動を取り上げた。

ディエゴガルシアを通して確認できたことは、米国が海外の軍事基地ネットワーク建設は、同盟国の植民地を利用したというものであった。ディエゴガルシアは1980年代から米軍にとって補給基地から攻撃基地へと機能を転換したことで重要な軍事基地となった。また、1950年代当時のイギリスにとってインド洋における力の衰退をどう止めるかという問題を解消するために米国の提案を利用し、「帝国」としての威厳を保とうとした。

さらに、2001年の「テロとの戦い」において、ディエゴガルシアの米軍基地は重要な役割を果たしていること、イギリスの防衛戦略が「領域防衛」から「危機へと向かっていく防衛」へと変化したことで、米英両政府の政策は合致した。

現在、チャゴス人は、反基地運動を行っていないが、それは、反基地運動を展開することで島への帰還が阻止される可能性が高くなる。これは、カルダーが示したディエゴガルシアにおける基地政治は、米英両政府が宗主国と植民地の関係を現代でも利用し、チャゴス人の帰還を認めないこと

49) Bancoult vs Secretary of State For Foreign & Commonweal Affairs, [2008] UKHL61, 22 October 2008, para. 165.

によって維持されており、それは両政府の合作なのである。

最後に、欧州の軍事作戦でも、欧州諸国が持っていた旧植民地の活用することに意義を見出していることから、現在でも欧米諸国にとって旧植民地は、植民地なのだ。よって、欧米諸国の意識の中には現在でも植民地主義が継続していると考ええる。また、この植民地主義は欧州のみならず、日本をはじめとする他の国々にも見られると考えられ、今後それらの地域や国々での検証も必要である。

